

# 佐世保工業高等専門学校技術相談取扱規則

(平成27年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における技術相談について、技術相談の受入及び実施、並びに技術相談料（以下「相談料」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 技術相談 企業等における技術的な問題を解決するため、本校の有する研究成果や技術的知識を広く活用する一時的な相談とし、申込者に対する技術的問題解決に向けての支援、及び相互の研究開発等の活性化を図るための技術指導・助言や情報交換に限定するものをいう。
- 二 知的財産 独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則（平成16年4月1日制定）第2条第3項に定める権利をいう。
- 三 相談者 技術相談の申込みを行う企業その他の団体等をいう。
- 四 相談員 技術相談を実施する本校の職員等をいう。
- 五 相談担当者 技術相談を受け付け、相談内容への対応並びに相談者及び相談員との連絡調整並びに他機関への紹介を行う本校の職員等をいう。

(技術相談の申込み)

第3条 相談者は、申込書を校長に提出しなければならない。

(受入れの原則)

第4条 技術相談は、原則として本校の職員の職務と同一のもの、又は職務と密接に関連し、本校の業務の運営に支障がないと認められる場合であり、本校内においてこれを行うものとする。

(受入れの条件)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、受け入れないものとする。

- 一 本校が有する学術的知見の提供では対応できないもの
- 二 技術保証等のために機構又は本校の名称を利用することを目的とする場合
- 三 技術相談の結果に基づく相談者の事業や活動に、機構が過度の責任を負うことを求められる場合
- 四 その他、校長が相談を受け入れるべきでないと判断する場合

(受入れの決定)

第6条 前条の規定に基づく申込みがあったときは、地域共同テクノセンターにおいて相談員を決定後、校長が受入れを決定するものとする。

2 校長は、技術相談の受入れを決定したときは、相談者及び相談員に通知するものとする。

(相談者の負担する経費)

第7条 相談者は、別に定める額の相談料を納付しなければならない。ただし、初回は無料とする。

2 相談場所が学外である場合及び技術相談の経過で分析等を実施した場合においては、前項の相談料のほか、当該交通費及び費用等（以下「必要経費」という。）を別に定めるところにより納付しなければならない。

3 必要経費は、相談料とは別に納付するものとする。

（相談料の減免）

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、相談料を減免することができるものとする。

一 公的機関からの申込の場合

二 申込時において、相談者が、共同研究等の申請を前提とする旨の意思表示をした場合

三 相談者が西九州テクノコンソーシアムの会員の場合

四 その他、校長が必要と認める場合

（相談料及び必要経費の納付）

第9条 相談料について、相談者は本校からの請求書に基づき、技術相談の開始前までに所定の銀行口座に納付しなければならない。ただし、別に定める場合においては、この限りではない。

2 必要経費について、相談者は技術相談の実施後に本校から送付する請求書に基づき、指定する期日までに所定の銀行口座に納付しなければならない。

3 納付された相談料及び必要経費は返還しないものとする。ただし、本校の責に起因する理由により技術相談を中止したときは、相談者からの返還請求に基づき、返還に応じるものとする。

（技術相談協力者）

第10条 相談員が、技術相談を実施するうえで、相談員以外の者の参加又は協力を得ることが必要となった場合は、相談者の同意を得て、当該相談員以外の者を協力者として技術相談に参加させ、又は協力させることができる。

（秘密の保持）

第11条 相談員、相談担当者及び技術相談協力者並びに相談者は、技術相談の実施に際して提供若しくは開示を受け、又は相手方より知り得た秘密情報について、その一切の情報に係る秘密保持に十分に配慮しなければならない。

（契約の締結等）

第12条 技術相談の経過において成果有体物の提供を行う場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構成果有体物取扱規則（機構規則第119号）に基づき、研究成果有体物提供契約を締結しなければならない。

2 技術相談の結果、共同研究、受託研究、受託試験等を行うこととなった場合は、契約締結等の必要な手続を行わなければならない。

3 期間及び指導回数が特定され、かつ、技術指導の対価の他に交通費等の必要経費の徴収が必要となる場合、及び教職員の指導の下に学校の研究設備・機器等を使用する場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則における受入研究者指導料として取り扱うものとし、共同研究（技術指導）契約を締結するものとする。

（知的財産）

第13条 相談員は、技術相談の経過中又は結果として知的財産が生じた場合、発明等届を

すみやかに本校の知的財産委員会に提出しなければならない。

(技術相談の終了報告)

第14条 相談員は、技術相談が終了したときは、校長にその旨を報告しなければならない。

(受付窓口)

第15条 技術相談の受付は、地域共同テクノセンターにおいて行うものとする。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、技術相談に関して必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。